

令和7年稲敷市農業委員会第5回総会

〔5月12日〕

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程 3 報告第2号 農地法第18条（通知）
日程 4 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程 5 議案第2号 農地法第5条（知事）
日程 6 議案第3号 現況証明（農委処分）
日程 7 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
日程 8 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 議案第1号
日程 5 議案第2号
日程 6 議案第3号
日程 7 議案第4号
日程 8 議案第5号
-

出席委員

1番	吉田武君	11番	墳本典勇君
2番	篠崎文夫君	12番	遠藤一行君
3番	黒澤克巳君	13番	足立久美子君
4番	山口幸一君	14番	内田和新君
5番	永野修君	15番	山口和彦君
6番	宮本信夫君	16番	飯塚治正君
7番	篠崎惣壽君	17番	坂本富男君
9番	坂本和夫君	18番	川島昇君
10番	村山文雄君	19番	根本脩君

欠席委員

8番 村松清美君

出席説明員

農業委員会事務局長	中島臣哉君
農業委員会事務局長補佐	宮本祐司君
農業委員会事務局係長	坂本証君
農業委員会事務局主査	久保田健夫君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和7年5月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は18名です。欠席委員は、8番村松清美委員の1名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行っていただきました推進委員さん11名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。
お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は12番遠藤一行委員、13番足立久美子委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） それでは審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書1ページから7ページまでの12件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それ

ぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしております。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程 3 報告第 2 号 農地法第 18 条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第 2 号「農地法第 18 条（通知）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第 2 号「農地法第 18 条（通知）」について報告いたします。

議案書 8 ページから 13 ページまでの 8 件でございます。農地法第 18 条第 6 項の規定による、賃貸借の解約の通知があったものになります。申請番号 1 番から 3 番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。申請番号 4 番から 8 番につきましては、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、双方からの合意解約によるものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程 4 議案第 1 号 農地法第 3 条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

久保田主査。

○農業委員会事務局主査（久保田健夫君） 14 ページをお開き願います。

議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）」でございます。

売買による所有権移転 10 件、賃貸借権の設定 2 件、取下げ 2 件でございます。

申請番号 1 番 神宮寺字裏屋敷、畑 1 筆、1,000㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号 2 番については、申請取下げとなっております。

申請番号 3 番 浮島字妙岐、他 1 地区、田 2 筆、2,987㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号 4 番 高田字蓮沼、田 1 筆、1,705㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号 5 番 鳩崎字新田、他 1 地区、田 4 筆、11,925㎡についてでございますが、受人が営農を開始するために借り受けるものでございます。なお、新規取得者のため、営農計画書及び確認書が添付されております。

申請番号 6 番 蒲ヶ山字西ノ入、田 2 筆、2,893㎡

申請番号7番 蒲ヶ山字西ノ入、田1筆、627㎡についてでございますが、受人が馬用の牧草を栽培するために買い受けるものでございます。

申請番号8番については、申請取下げとなっております。

申請番号9番 蒲ヶ山字西ノ入、田3筆、2,059㎡

申請番号10番 蒲ヶ山字西ノ入、田1筆、700㎡

申請番号11番 蒲ヶ山字西ノ入、田1筆、3,520㎡

申請番号12番 蒲ヶ山字西ノ入、田1筆、1,147㎡についてでございますが、受人が馬用の牧草を栽培するために買い受けるものでございます。

申請番号13番 八筋川字ト杭、田1筆、1,804㎡についてでございますが、受人が賃貸借権を更新するものでございます。

申請番号14番 伊佐部字宿下、畑1筆、535㎡についてでございますが、受人が耕作地を取得するために買い受けるものでございます。

調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番（吉田 武君） 1番吉田です。申請番号1番について、報告いたします。

5月8日に田仲推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農作業の一部は委託しております。農機具の所有状況は、耕運機1台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数は同一世帯員と合わせて170日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号3番について、黒澤委員より報告をお願いいたします。

○3番（黒澤克巳君） 3番黒澤です。申請番号3について報告いたします。

5月2日に小貫推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にレンコンを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、レンコン用ポンプ5台、管理機3台を所有しております。農作業従事日数は210日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号4番について、内田委員より報告をお願いいたします。

○14番（内田和新君） 14番内田です。申請番号4番について、報告いたします。

5月7日に大野推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コ

ンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は300日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号5番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○6番（宮本信夫君） 6番宮本です。申請番号5番について、報告いたします。

5月3日に山口推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数は214日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号6番から12番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番（墳本典勇君） 11番墳本です。申請番号6番、7、9、10、11、12番について、報告いたします。

5月9日に山崎推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は農業と牧場経営をしております。牧草を作る計画であります。農機具等の所有状況は、トラクター1台、牧草刈取機が3台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数200日。調査の結果は、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号13番について、坂本和夫委員より報告をお願いいたします。

○9番（坂本和夫君） 9番坂本です。申請番号13番について、報告いたします。

5月5日に坂本推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具等の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、軽トラック2台を所有しております。農作業従事日数150日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号14番については、わたくし根本より報告いたします。

○19番（根本 脩君） 19番根本です。申請番号14番について、報告いたします。

5月3日に鳥羽推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻は地元の法人へ委託しており、自分では畑作、野菜作りをしております。今回、地主から農地を取得してほしいとの事で、今回の申請に及んだものであります。毎日のように野菜作りをしており農作業従事日数300日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

川島昇君

○18番（川島 昇君）農地法第3条で取得する際に、貸付地があつて規模拡大という案件がありますが、問題は無いのでしょうか。

○農業委員会事務局（久保田健夫君）貸付地があつても自作目的で取得する場合に農地法第3条の申請になるのですが、例えば、所有している農地が遠方にあるため貸付し、近くは自作しており近くの農地を拡大するために購入することもありますので、一概にダメとはいえません。もちろん転貸目的で取得できませんので、申請書のみでは判断が難しいので、委員の方の調査で注意して聞取りしていただければ。

川島昇君

○18番（川島 昇君）農地法第3条で取得した農地は自ら耕作するとなっていなかったですか。

○農業委員会事務局（久保田健夫君）自作していても体調不良などにより貸付けることは致し方ないと思われます。

川島昇君

○18番（川島 昇君）その後に規模拡大は整合性がつかない感じがするのですが。

○農業委員会事務局（宮本祐司君）貸付けた後にまた取得というのは自作するのかという信用性、確実性は低いと考えられますが、そこは委員さんの聞取り調査の際に、本当にできるのかというところをよく聞取りしていただいて、貸付地を自作に戻すのであれば特に問題ないかと思われます。

川島昇君

○18番（川島 昇君）わかりました。

○議長（根本 脩君）そのほかにはありませんか。

黒澤克巳君

○3番（黒澤克巳君）外国籍の方が農地を取得する場合に、どのような条件を満たせば農地を取得できるのでしょうか。

○農業委員会事務局（久保田健夫君）外国籍の方は在留カードにおいて、永住者、永住者の配偶者などの資格を確認し、その内容で取得できるできないがあります。

○3番（黒澤克巳君）わかりました。

○議長（根本 脩君） その他ございませんでしょうか。

「なし」との声あり

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 5 議案第 2 号 農地法第 5 条 (知事)

○議長 (根本 脩君) 続きまして、議案第 2 号「農地法第 5 条 (知事)」を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長 (坂本 証君) 17 ページをお開き願います。

議案第 2 号「農地法第 5 条 (知事)」でございます。

申請番号 1 番 甘田字宅地添、畑 1 筆、288 m²についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を雑種地や宅地に囲まれた小集団の農地であることから第 2 種農地と判断いたしました。申請人は農業を営んでおり、以前より当該地を農業用車両の駐車場として利用していたため、今回は正追認の申請に及んだものであり、始末書も提出されております。転用計画は、トラック 3 台、軽トラック 2 台、トラクター 2 台等となっております。

申請番号 2 番 沼田字辺田後、畑 2 筆、405.09 m²についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地に囲まれた小集団の農地であることから第 2 種農地と判断いたしました。申請人は現在、市外の借家に居住しておりますが、家族が増え手狭になったため、将来を考え実家に近い申請地に自己住宅を建設するものでございます。転用計画は、木造平屋建て 1 棟 103.51 m²、取水は水道、汚水・雑排水は浄化槽処理後敷地内処理する計画です。

申請番号 3 番 駒塚字砂田、畑 1 筆、700 m²についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第 2 種農地と判断いたしました。申請人は食品製造販売会社を営んでおり、申請地付近にある社員寮の駐車場、関連会社で使用する社用車の駐車場が不足したため、申請に及んだものであります。転用計画は普通自動車 8 台となっております。

申請番号 4 番 桑山字中内、畑 4 筆、1,581 m²についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や山林に囲まれた小集団の農地であることから第 2 種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地、590W パネル 162 枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号 5 番 江戸崎字新山、畑 2 筆、1,311 m²についてですが、市街化区域に近接した小集団の農地であることから第 2 種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地、590W パネル 161 枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

これで、議案第 2 号の説明を終わります。

○議長 (根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号 1 番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1 番 (吉田 武君) 1 番吉田です。

申請番号 1 番について、去る 8 日、田仲推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものがあります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号2番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○10番（村山文雄君） 10番村山です。

申請番号2番について、去る8日、清原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものがあります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番、4番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○7番（篠崎惣壽君） 7番黒澤です。

申請番号3番、4番について、去る8日、木村推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、申請番号3番については、駐車場用地として利用し、申請番号4番については、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものがあります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号5番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○6番（宮本信夫君） 6番宮本です。

申請番号5番について、去る8日、清原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものがあります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第5条（知事）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程6 議案第3号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 19ページをお開き願います。

議案第3号「現況証明（農委処分）」

登記地目変更のための非農地証明書の交付17件でございます。

申請番号1番 神宮寺字中道、畑1筆、865㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号2番 結佐字下結佐、畑2筆、111㎡についてですが、50年以上前より宅地として使用されており、撮影年月日、平成9年11月1日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号3番 佐倉字佐倉原、畑2筆、5,368㎡についてですが、昭和53年頃から土地改良事務所として、平成27年から家畜防疫資材センターとして使用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号4番 江戸崎字新山、畑1筆、1,232㎡

申請番号5番 犬塚字前ノ内、畑2筆、794㎡

申請番号6番 犬塚字前ノ内、畑1筆、142㎡

申請番号7番 松山字大谷、田4筆、791㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号8番 本新、田1筆、3,250㎡についてですが、25年以上前より資材置場として使用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号9番 境島字川脇、畑1筆、532㎡についてですが、50年前頃から資材置場として使用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号10番 境島字中蒲、田4筆、2,150㎡

申請番号11番 伊佐津字内原、畑1筆、3,181㎡

申請番号12番 村田字池下、田1筆、50㎡

申請番号13番 月出里字花指、田1筆、750㎡

申請番号14番 蒲ヶ山字原内、畑1筆、874㎡

申請番号15番 蒲ヶ山字後谷、外4地区、畑6筆、2,993㎡

申請番号16番 阿波崎字小路、畑1筆、472㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号17番 阿波崎字中子、畑1筆、224㎡についてですが、昭和60年頃より工場敷地として利用されており、撮影年月日、平成6年11月4日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番（吉田 武君） 1番吉田です。申請番号1番について、去る8日、永野委員と田仲推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の

状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号2番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○17番（坂本富男君） 17番坂本です。申請番号2番について、去る9日、坂本和夫委員と風間推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、50年以上前より宅地として利用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番から6番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○6番（宮本信夫君） 6番宮本です。

申請番号3番から6番について、去る8日、村山委員と清原推進委員と坂本推進委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、申請番号3番については昭和53年から土地改良事務所として使用しており、その後、家畜防疫資材センターとして使用しているものであり、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。申請番号4番から6番については、いずれも現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後の耕作の見込みもありません。調査の結果は、いずれも農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号7番について、足立委員より報告をお願いいたします。

○13番（足立久美子君） 13番足立です。

申請番号7番について、去る9日、埴本委員と岡野推進委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号8番から10番について、坂本和夫委員より報告をお願いいたします。

○9番（坂本和夫君） 9番坂本です。

申請番号8番から10番について、去る9日、坂本富男委員と坂本泰助推進委員と野口推進委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、8番については、現地は25年以上前から、9番については、50年以上前から資材置場として使用されているものであり、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。10番については、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みはありません。調査の結果は、いずれも農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号11番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○12番（遠藤一行君） 12番遠藤です。

申請番号１１番について、去る８日、川島委員と海老原推進委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。

よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号１２番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○１０番（村山文雄君） １０番村山です。

申請番号１２番について、去る８日、宮本委員と清原推進委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号１３番から１５番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○１１（墳本典勇君） １１番墳本です。

申請番号１３番から１５番について、去る９日、足立委員と古渡推進委員と山崎推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地はいずれも荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いいたします

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号１６番、１７番について、わたくし根本より報告いたします。

○１９（根本 脩君） １９番根本です。

申請番号１６番、１７番について、去る８日、村松委員と黒田推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、１６番については、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後の耕作の見込みもありません。１７番については、現地は昭和６０年頃から、工場敷地として使用されているものであり、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、いずれも農地法第２条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議をお願いいたします

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第３号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程７ 議案第４号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 24ページをお開き願います。

議案第4号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」でございます。

農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

今回は、4件、29筆、25,687㎡についての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程8 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 27ページをお開き願います。

議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」でございます。

農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。再転貸が11件、53筆、87,499㎡の転貸計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和7年5月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後3時00分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

12番 委 員 遠 藤 一 行

13番 委 員 足 立 久美子